令和８年９月16日	第14回歯科医療提供体制等に関する検討会	資料２

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

令和８年11月10日	第15回歯科医療提供体制等に関する検討会	参考資料2

診療所従事歯科医師の少数地域について

厚生労働省　医政局歯科保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．診療所歯科医師偏在指標について

２．診療所従事歯科医師の少数地域の設定について

１．診療所歯科医師偏在指標について

２．診療所従事歯科医師の少数地域の設定について

前回（第13回）の論点

１．歯科診療所従事歯科医師の地域偏在に関する分析について

○　歯科医師の地域偏在に関する分析については、「歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ」において検討が行われた。

○　具体的には、歯科医師数や歯科医療提供の状況について、地域差を客観的に示し、診療所の歯科医師の適切な配置を検討するための参考とするため、診療所歯科医師偏在指標を算出した。

○　診療所歯科医師偏在指標は、歯科医師の性別や年齢階級、平均労働時間、地域住民の性別や年齢階級を考慮した受療率等が考慮されているが、

・各地域の居住可能な地域の状況等の地理的な要因

・地理的な要因や道路状況等の交通インフラ等の状況による住民の受療行動の違い

・現在の開設されている歯科診療所の歯科医師の年齢を踏まえた将来の歯科診療所の存続状況

等は、算出要因に含まれていない。

○　従って、診療所歯科医師偏在指標だけでは、地域によっては現状（実態）と異なる可能性がある。また、現状において歯科医師の高齢化が進んでいる地域では歯科診療所の閉院に伴い近い将来、現状と異なる状況に大きく変化することも考えられる。

○　そのため、診療所従事歯科医師の地域偏在の検討を進めるにあたっては、診療所歯科医師偏在指標をベースとしつつ、可住地面積100km2 当たりの歯科診療所数や地理的要素としてGISを用いた歯科医療機関へのアクセスの分析データ（AIR）を補完的に用いて分析をい、その結果、現状において地域差が認められた。

【論点】

○　「歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ」による歯科医師の需給推計や歯科医師の配置に関する地域差を踏まえ、歯科医療を取り巻く現状や課題等から、今後、どのような偏在対策を含め、歯科医療提供体制の構築のための対策が必要と考えられか。

・　「歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ」報告書を踏まえ、歯科医師過多地域と歯科医師少数地域の考え方について整理を行い、地域における歯科医療機関の適切な役割分担の在り方（機能分化）や連携の在り方・大規模化等を含めた対策について検討を行うこととしてはどうか。

→　具体的には診療所歯科医師偏在指標をベースとしつつ、AIRの基準も含む補完的指標についてより具体的に検討してはどうか。

２．病院歯科の機能について

○　歯科医師の需要推計において、歯科医師の約９割が診療所で従事しており、病院や介護老人保健施設、行政機関等、診療所以外に勤務する歯科医師等の数は近年ほぼ変化していないことから定数とし、需要の将来推計は診療所で従事する歯科医師数について行われた。

また、歯科医師の地域偏在に関する分析については、診療所に従事する歯科医師を対象とし、「診療所歯科医師偏在指標」を算出した。

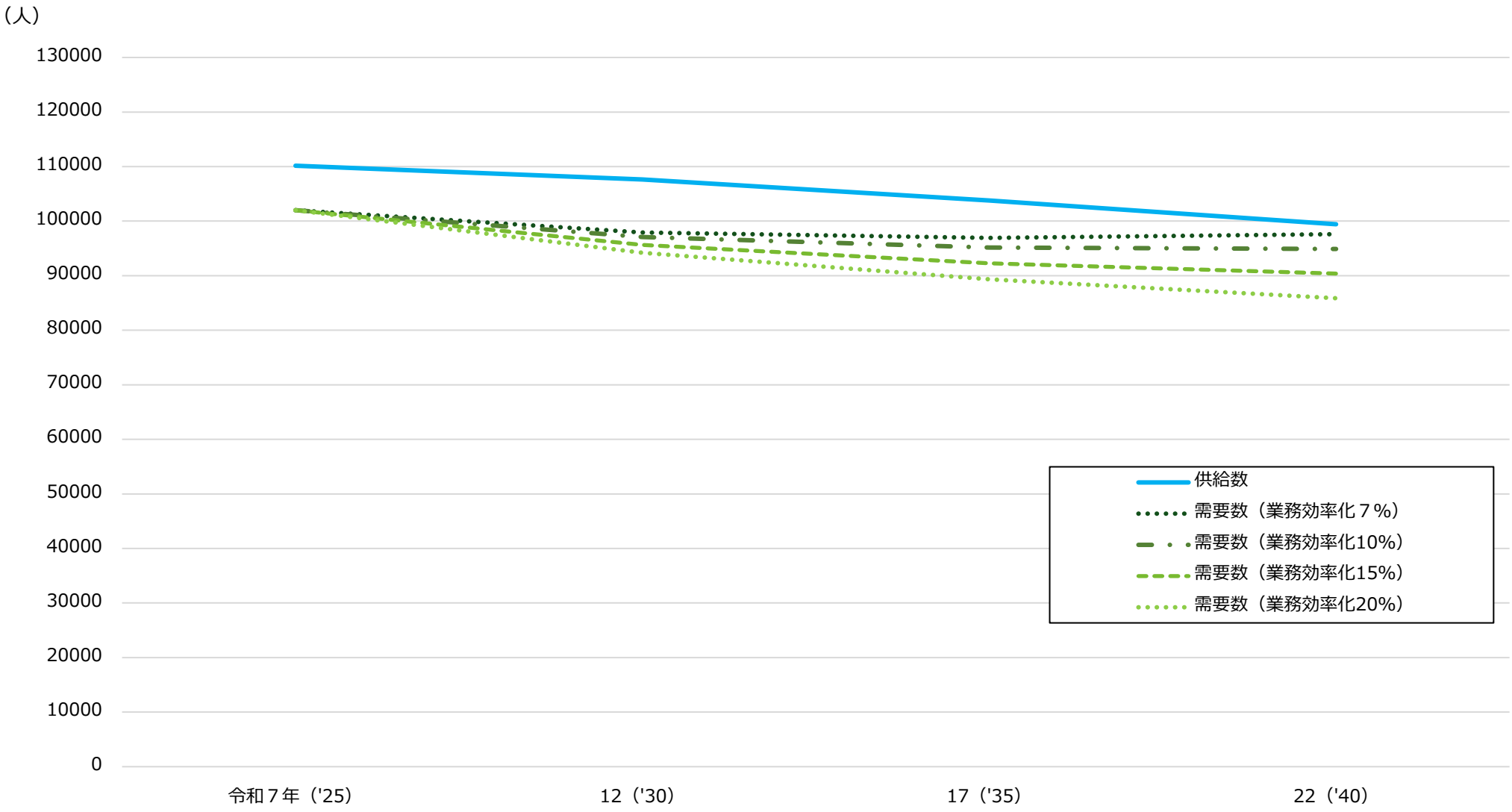
○　一方、地域の歯科医療提供体制を構築するに当たり、病院歯科の役割をより明確化して、病院歯科を地域の拠点とし、当該地域の歯科医療提供体制を検討することは有用な方法であると考えられる。

【論点】

○　そのため、病院歯科の機能や役割、必要数等について、整理を行ってはどうか。

歯科医師の供給推計・需要推計について

○　歯科医師の供給推計・需要推計について、算出した結果は以下の通り。



※　需要推計に用いる「患者１人当たりの歯科医師数」の全国平均値をベースに、合理化や省力化等業務効率化として2040年に７%減、10%減、15%減、20%（2025年比）となるように算出。

「診療所歯科医師偏在指標」の計算式

○　前回（第６回本ワーキンググループ）において、医師の「外来医師偏在指標」の計算式をもとに「外来歯科医師偏在指標」を算出したが、病院の外来歯科延べ患者数は現時点で使用可能なデータがなく0としているため、改めて「診療所歯科医師偏在指標」として計算式を以下の通りとする。

（１）「外来歯科医師偏在指標」

$$\text{外来歯科医師偏在指標} = \frac{\text{標準化診療所歯科医師数（※１）}}{\text{（地域の人口／10万×地域の標準化外来歯科受療率比（※２））} \times \text{地域の診療所の外来歯科患者対応割合（※３）}}$$

$$\text{（※１）標準化診療所歯科医師数} = \Sigma \left(\text{性年齢階級別診療所歯科医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{診療所歯科医師の平均労働時間}} \right)$$

$$\text{（※２）地域の標準化外来歯科受療率比} = \frac{\text{地域の外来歯科期待受療率(＊)}}{\text{全国の外来歯科期待受療率}}$$

$$\text{（＊）地域の外来歯科期待受療率} = \frac{\Sigma \text{（全国の性年齢階級別外来歯科受療率} \times \text{地域の性年齢階級別人口）}}{\text{地域の人口}}$$

$$\text{（※３）地域の診療所の外来歯科患者対応割合} = \frac{\text{地域の診療所の外来歯科延べ患者数}}{\text{地域の診療所} + \text{病院の外来歯科延べ患者数}}$$

（２）「診療所歯科医師偏在指標」

「外来歯科医師偏在指標」の計算式のうち、診療所で従事する歯科医師のデータ及び診療所の受療率を用いて算出。

$$\text{診療所歯科医師偏在指標} = \frac{\text{標準化診療所歯科医師数（※１）}}{\text{（地域の人口／10万×地域の標準化診療所歯科受療率比（※２））}}$$

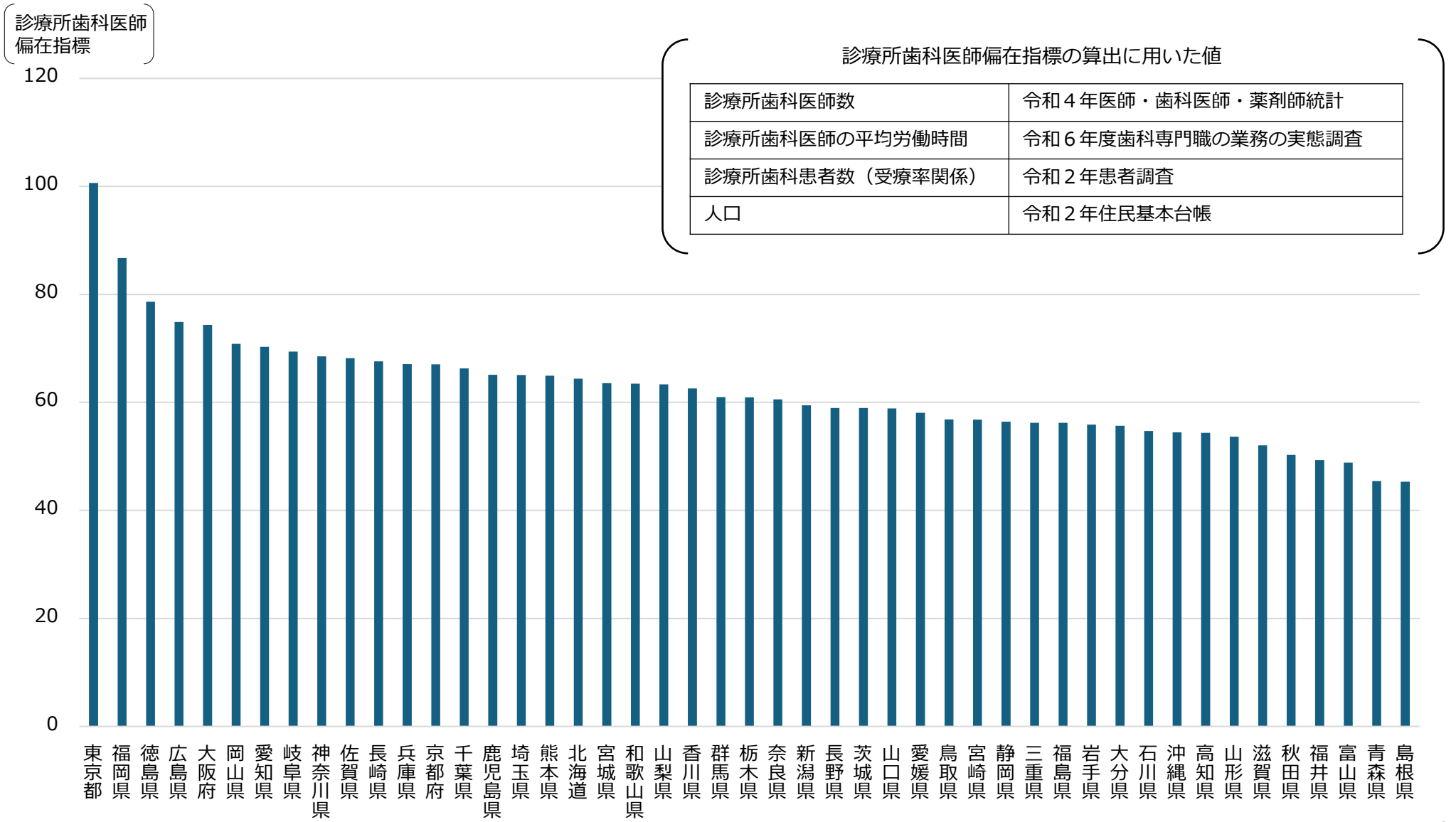
$$\text{（※１）標準化診療所歯科医師数} = \Sigma \left(\text{性年齢階級別診療所歯科医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別診療所歯科医師平均労働時間}}{\text{診療所歯科医師の平均労働時間}} \right)$$

$$\text{（※２）地域の標準化診療所歯科受療率比} = \frac{\text{地域の診療所歯科期待受療率(＊)}}{\text{全国の診療所歯科期待受療率}}$$

$$\text{（＊）地域の診療所歯科期待受療率} = \frac{\Sigma \text{（全国の性年齢階級別診療所歯科受療率} \times \text{地域の性年齢階級別人口）}}{\text{地域の人口}}$$

診療所歯科医師偏在指標について【都道府県】

○ 診療所歯科医師偏在指標（都道府県別）について、東京都、福岡県が高く、島根県や青森県が低い値となった。
また、最大値と最小値の比は、約2.2倍である。

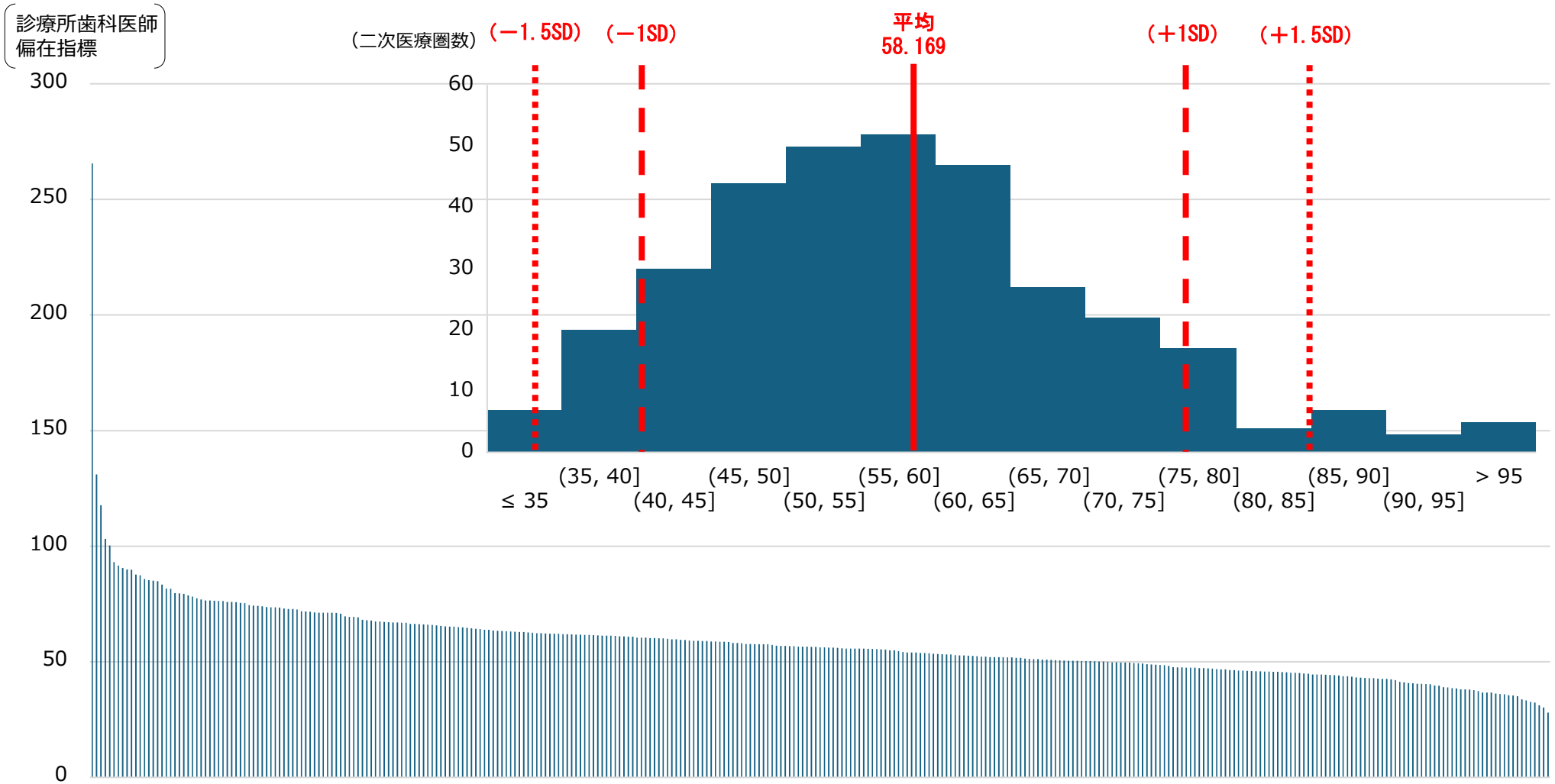


診療所歯科医師偏在指標の算出に用いた値

診療所歯科医師数	令和４年医師・歯科医師・薬剤師統計
診療所歯科医師の平均労働時間	令和６年度歯科専門職の業務の実態調査
診療所歯科患者数（受療率関係）	令和２年患者調査
人口	令和２年住民基本台帳

診療所歯科医師偏在指標について【二次医療圏】

○　診療所歯科医師偏在指標（二次医療圏別）について、区中央部（東京都）で265．5、区西南部（東京都）131.0、区西部（東京都）117.8が高く、下北地域（青森県）が28.0、丹後（京都府）30.2、小豆（香川県）31.1が低い値となった。
　また、最大値と最小値の比は、約9.5倍である。



（二次医療圏別に診療所歯科医師偏在指標の最大値から並び替え）

二次医療圏別の診療所歯科医師偏在指標①（令和８年３月公表版）

○　診療所歯科医師偏在指標の計算式を用いて算出した二次医療圏別の結果は以下の通り。

二次医療圏コード	都道府県	二次医療圏	診療所歯科医師偏在指標
		全国	68.7
0101	北海道	南渡島	51.2
0102		南檜山	33.3
0103		北渡島檜山	46.7
0104		札幌	77.4
0105		後志	66.4
0106		南空知	62.6
0107		中空知	56.9
0108		北空知	50.5
0109		西胆振	45.9
0110		東胆振	50.9
0111		日高	41.4
0112		上川中部	59.5
0113		上川北部	51.9
0114		富良野	68.0
0115		留萌	44.5
0116		宗谷	35.4
0117		北網	48.5
0118		遠紋	51.1
0119		十勝	61.9
0120		釧路	53.8
0121		根室	40.5
0201	青森県	津軽地域	50.2
0202		八戸地域	44.5
0203		青森地域	53.4
0204		西北五地域	35.6
0205		上十三地域	40.3
0206		下北地域	28.0
0301	岩手県	盛岡	75.9
0302		岩手中部	48.8
0303		胆江	42.9
0304		両磐	43.5
0305		気仙	47.1
0306		釜石	52.7
0307		宮古	35.1
0308		久慈	38.0
0309		二戸	42.4

二次医療圏コード	都道府県	二次医療圏	診療所歯科医師偏在指標
0401	宮城県	仙南	47.2
0403		仙台	73.6
0406		大崎・栗原	47.5
0409		石巻・登米・気仙沼	43.1
0501	秋田県	大館・鹿角	42.1
0502		北秋田	37.3
0503		能代・山本	39.7
0504		秋田周辺	57.6
0505		由利本荘・にかほ	40.4
0506		大仙・仙北	52.0
0507		横手	48.2
0508		湯沢・雄勝	56.8
0601	山形県	村山	62.4
0602		最上	36.7
0603		置賜	45.6
0604		庄内	47.6
0701	福島県	県北	52.2
0702		県中	61.7
0703		県南	63.1
0706		相双	38.5
0707		いわき	62.5
0708		会津・南会津	53.1
0801	茨城県	水戸	62.2
0802		日立	46.4
0803		常陸太田・ひたちなか	46.2
0804		鹿行	43.8
0805		土浦	64.4
0806		つくば	81.7
0807		取手・竜ヶ崎	61.0
0808		筑西・下妻	57.6
0809		古河・坂東	63.3
0901	栃木県	県北	43.3
0902		県西	61.8
0903		宇都宮	76.4
0904		県東	55.4
0905		県南	58.7
0906		両毛	63.0

二次医療圏コード	都道府県	二次医療圏	診療所歯科医師偏在指標
1001	群馬県	前橋	65.3
1002		渋川	46.7
1003		伊勢崎	52.9
1004		高崎・安中	71.1
1005		藤岡	56.4
1006		富岡	44.5
1007		吾妻	32.7
1008		沼田	53.7
1009		桐生	69.5
1010		太田・館林	61.4
1101	埼玉県	南部	67.8
1102		南西部	56.3
1103		東部	67.5
1104		さいたま	78.2
1105		県央	67.0
1106		川越比企	63.5
1107		西部	55.7
1108		利根	59.4
1109		北部	57.0
1110		秩父	69.4
1201	千葉県	千葉	83.4
1202		東葛南部	71.4
1203		東葛北部	67.0
1204		印旛	47.5
1205		香取海匝	53.4
1206		山武長生夷隅	61.5
1207		安房	59.1
1208		君津	58.9
1209		市原	55.7

二次医療圏コード	都道府県	二次医療圏	診療所歯科医師偏在指標
1301	東京都	区中央部	265.5
1302		区南部	100.3
1303		区西南部	131.0
1304		区西部	117.8
1305		区西北部	90.0
1306		区東北部	72.6
1307		区東部	79.6
1308		西多摩	60.4
1309		南多摩	65.0
1310		北多摩西部	87.8
1311		北多摩南部	91.6
1312		北多摩北部	61.3
1313		島しょ	52.0
1404	神奈川県	川崎北部	55.0
1405		川崎南部	74.0
1406		横須賀・三浦	67.1
1407		湘南東部	79.6
1408		湘南西部	65.6
1409		県央	51.3
1410		相模原	67.0
1411		県西	56.5
1412		横浜	74.5
1501	新潟県	下越	61.7
1502		新潟	71.3
1503		県央	57.7
1504		中越	50.4
1505		魚沼	33.7
1506		上越	53.3
1507		佐渡	49.4
1601	富山県	新川	45.3
1602		富山	50.0
1603		高岡	50.8
1604		砺波	42.9
1701	石川県	南加賀	47.2
1702		石川中央	60.2
1703		能登中部	48.9
1704		能登北部	36.6

二次医療圏別の診療所歯科医師偏在指標②（令和８年３月公表版）

○　診療所歯科医師偏在指標の計算式を用いて算出した二次医療圏別の結果は以下の通り。

二次医療圏コード	都道府県	二次医療圏	診療所歯科医師偏在指標
1801	福井県	福井・坂井	56.0
1802		奥越	40.7
1803		丹南	44.2
1804		嶺南	40.4
1901	山梨県	中北	69.2
1902		峡東	52.2
1903		峡南	43.7
1904		富士・東部	62.9
2001	長野県	佐久	53.8
2002		上小	59.2
2003		諏訪	67.4
2004		上伊那	56.5
2005		飯伊	42.7
2006		木曽	40.8
2007		松本	71.8
2008		大北	45.9
2009		長野	58.7
2010		北信	42.6
2101	岐阜県	岐阜	90.6
2102		西濃	65.2
2103		中濃	52.0
2104		東濃	57.7
2105		飛騨	38.1
2201	静岡県	賀茂	36.3
2202		熱海伊東	60.1
2203		駿東田方	62.1
2204		富士	55.3
2205		静岡	65.2
2206		志太榛原	46.0
2207		中東遠	45.6
2208		西部	58.2

二次医療圏コード	都道府県	二次医療圏	診療所歯科医師偏在指標
2302	愛知県	海部	56.1
2304		尾張東部	71.3
2305		尾張西部	63.2
2306		尾張北部	65.7
2307		知多半島	60.9
2308		西三河北部	56.7
2309		西三河南部西	51.0
2310		西三河南部東	61.3
2311		東三河北部	45.0
2312		東三河南部	62.4
2313		名古屋・尾張中部	89.8
2401	三重県	北勢	56.5
2402		中勢伊賀	55.6
2403		南勢志摩	58.1
2404		東紀州	46.2
2501	滋賀県	大津	55.7
2502		湖南	55.6
2503		甲賀	49.7
2504		東近江	48.6
2505		湖東	48.7
2506		湖北	49.7
2507		湖西	44.2
2601	京都府	丹後	30.2
2602		中丹	57.3
2603		南丹	52.4
2604		京都・乙訓	73.7
2605		山城北	63.4
2606		山城南	58.6
2701	大阪府	豊能	75.7
2702		三島	66.3
2703		北河内	64.2
2704		中河内	71.8
2705		南河内	61.3
2706		堺市	66.9
2707		泉州	55.5
2708		大阪市	93.1

二次医療圏コード	都道府県	二次医療圏	診療所歯科医師偏在指標
2801	兵庫県	神戸	76.5
2804		東播磨	62.9
2805		北播磨	58.2
2808		但馬	45.1
2809		丹波	50.6
2810		淡路	59.9
2811		阪神	68.1
2812		播磨姫路	62.1
2901	奈良県	奈良	71.2
2902		東和	50.1
2903		西和	54.0
2904		中和	66.3
2905		南和	39.8
3001	和歌山県	和歌山	73.6
3002		那賀	54.6
3003		橋本	59.0
3004		有田	58.6
3005		御坊	49.8
3006		田辺	45.8
3007		新宮	71.6
3101	鳥取県	東部	61.2
3102		中部	50.1
3103		西部	55.7
3201	島根県	松江	46.1
3202		雲南	38.9
3203		出雲	49.4
3204		大田	39.0
3205		浜田	41.2
3206		益田	52.7
3207		隠岐	32.4
3301	岡山県	県南東部	81.6
3302		県南西部	65.9
3303		高梁・新見	50.4
3304		真庭	50.3
3305		津山・英田	49.8

二次医療圏コード	都道府県	二次医療圏	診療所歯科医師偏在指標
3401	広島県	広島	85.9
3402		広島西	75.4
3403		呉	74.2
3404		広島中央	56.5
3405		尾三	57.7
3406		福山・府中	67.3
3407		備北	51.6
3501	山口県	岩国	60.3
3502		柳井	52.1
3503		周南	54.0
3504		山口・防府	60.9
3505		宇部・小野田	60.4
3506		下関	63.9
3507		長門	42.6
3508		萩	56.1
3601	徳島県	東部	85.3
3603		南部	66.0
3605		西部	59.8
3702	香川県	小豆	31.1
3706		東部	64.9
3707		西部	61.9
3801	愛媛県	宇摩	47.5
3802		新居浜・西条	57.6
3803		今治	63.8
3804		松山	60.9
3805		八幡浜・大洲	50.8
3806		宇和島	52.6
3901	高知県	安芸	54.0
3902		中央	55.8
3903		高幡	46.5
3904		幡多	51.7

二次医療圏別の診療所歯科医師偏在指標③（令和８年３月公表版）

○　診療所歯科医師偏在指標の計算式を用いて算出した二次医療圏別の結果は以下の通り。

二次医療圏コード	都道府県	二次医療圏	診療所歯科医師偏在指標
4001	福岡県	福岡・糸島	103.2
4002		粕屋	73.0
4003		宗像	72.8
4004		筑紫	73.5
4005		朝倉	64.6
4006		久留米	78.7
4007		八女・筑後	74.3
4008		有明	75.5
4009		飯塚	79.4
4010		直方・鞍手	84.9
4011		田川	75.9
4012		北九州	87.4
4013		京築	76.9
4101	佐賀県	中部	76.5
4102		東部	72.9
4103		北部	59.0
4104		西部	50.6
4105		南部	62.3
4201	長崎県	長崎	76.3
4202		佐世保県北	60.4
4203		県央	69.6
4204		県南	71.2
4206		五島	37.8
4207		上五島	45.4
4208		壱岐	36.7
4209		対馬	45.7
4302	熊本県	宇城	56.2
4303		有明	54.2
4304		鹿本	59.7
4305		菊池	64.2
4306		阿蘇	44.1
4308		八代	60.3
4309		芦北	45.3
4310		球磨	50.4
4311		天草	52.6
4312		熊本・上益城	76.3

二次医療圏コード	都道府県	二次医療圏	診療所歯科医師偏在指標
4401	大分県	東部	55.7
4403		中部	61.6
4405		南部	38.1
4406		豊肥	35.9
4408		西部	52.0
4409		北部	53.2
4501	宮崎県	宮崎東諸県	70.8
4502		都城北諸県	56.9
4503		延岡西臼杵	45.8
4504		日南串間	36.1
4505		西諸	49.3
4506		西都児湯	44.4
4507		日向入郷	47.7
4601	鹿児島県	鹿児島	85.1
4603		南薩	49.7
4605		川薩	66.2
4606		出水	51.4
4607		姶良・伊佐	54.9
4609		曽於	44.8
4610		肝属	47.1
4611		熊毛	38.6
4612		奄美	46.8
4701	沖縄県	北部	43.1
4702		中部	50.3
4703		南部	58.8
4704		宮古	62.0
4705		八重山	47.5

算出に用いたデータ

診療所歯科医師数	令和４年医師・歯科医師・薬剤師統計
診療所歯科医師の平均労働時間	令和６年度歯科専門職の業務の実態調査
診療所歯科患者数（受療率関係）	令和２年患者調査
人口	令和２年住民基本台帳

GISを利用した歯科医療機関の地理的アクセシビリティの指標例

○　GIS（Geographic Information System：地理情報システム）を用いたアクセシビリティの分析が行われるようになっており、歯科診療所へのアクセシビリティについても、歯科診療所の位置情報と人口のデータを結合して分析する方法が報告されている。

（ Kobayashi,Kawamura et al. J Osaka Dent Univ 2021 (April) ; 55 (1) : 41−46. ）

・歯科診療所の位置情報 ： 国土交通省の国土数値情報　等（対象年の全国全ての歯科診療所）

・人口 ： 国土交通省の国土数値情報；500メートルメッシュ地図にデータ化された人口

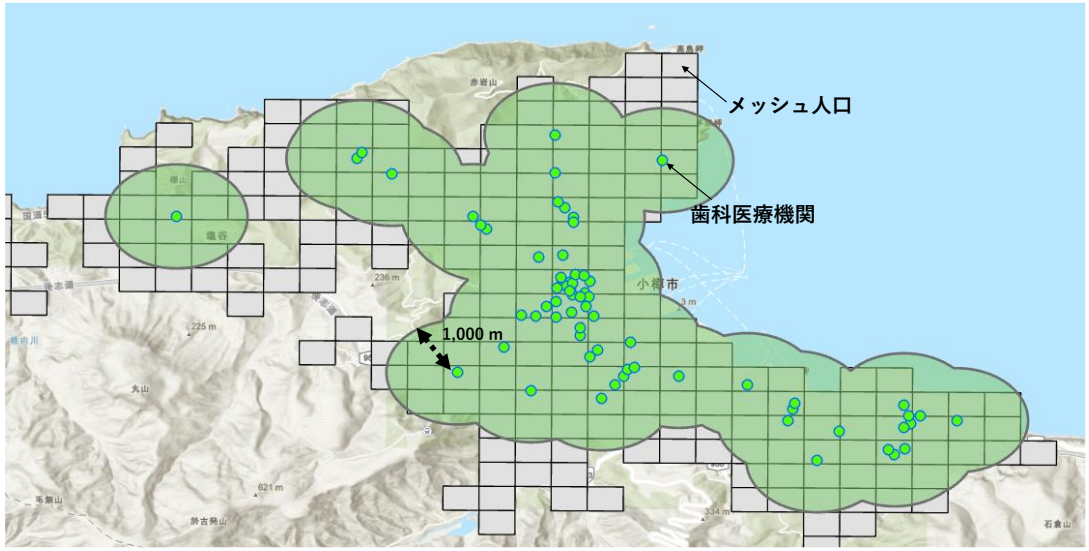
○　Kobayashiらの研究では、歯科診療所から1,000メートルの距離（半径1,000メートルの範囲に含まれない人口をAccessibility Index: AI）と定義し、都道府県ごとに面積按分法にて算出し、その上で各都道府県の人口に対するAIの割合をAccessibility Index Rate: AIRとして算出している。

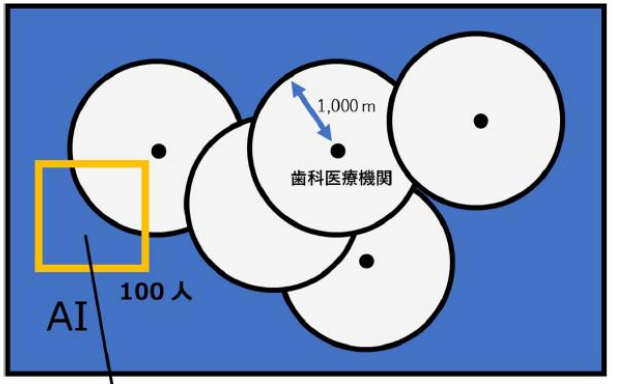
○ Accessibility Index（AI）
歯科医療機関から半径1,000メートル圏外の人口

○ Accessibility Index Rate（AIR）
歯科医療機関から半径1,000メートル圏外の人口を当該地域の人口で除した値

AIR　＝　AI　／　当該地域人口

○　また、歯科診療所から徒歩や自動車での所要時間の到達圏域の人口割合の分析なども行われている。

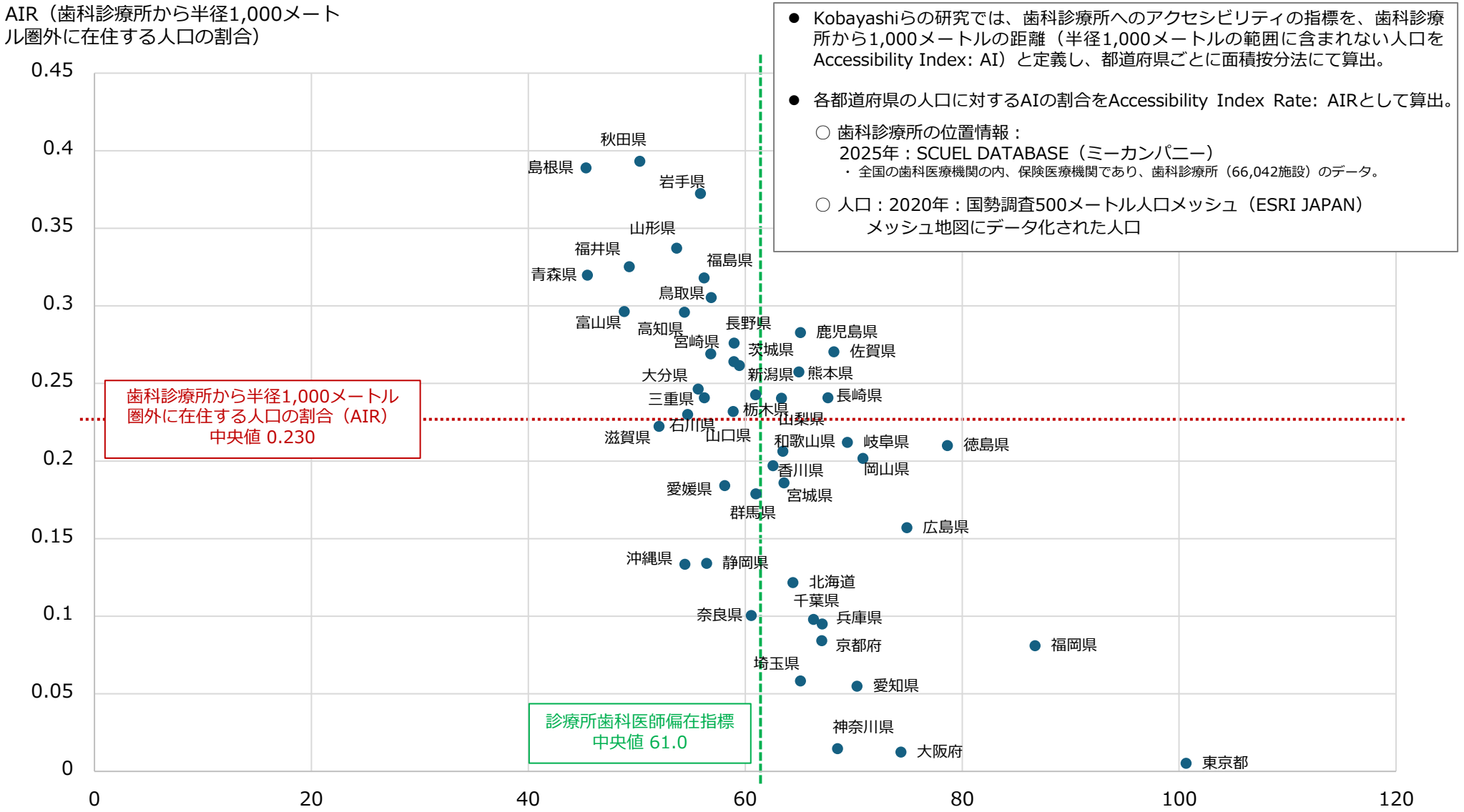




500mメッシュ人口が100人だった場合、
青色面積が60%であれば、AIは60人と算出

診療所歯科医師偏在指標と歯科診療所から半径1,000メートル圏外に在住する人口の割合【都道府県】

○　都道府県の歯科医師偏在指標は、東京都と福岡県を除くと40から80の間に分布（中央値61.0）し、偏在指標が近似している地域でも歯科診療所から半径1,000メートル圏外に在住する人口の割合（AIR）は、約0～0.4%（中央値0.230）に幅広く分布している。

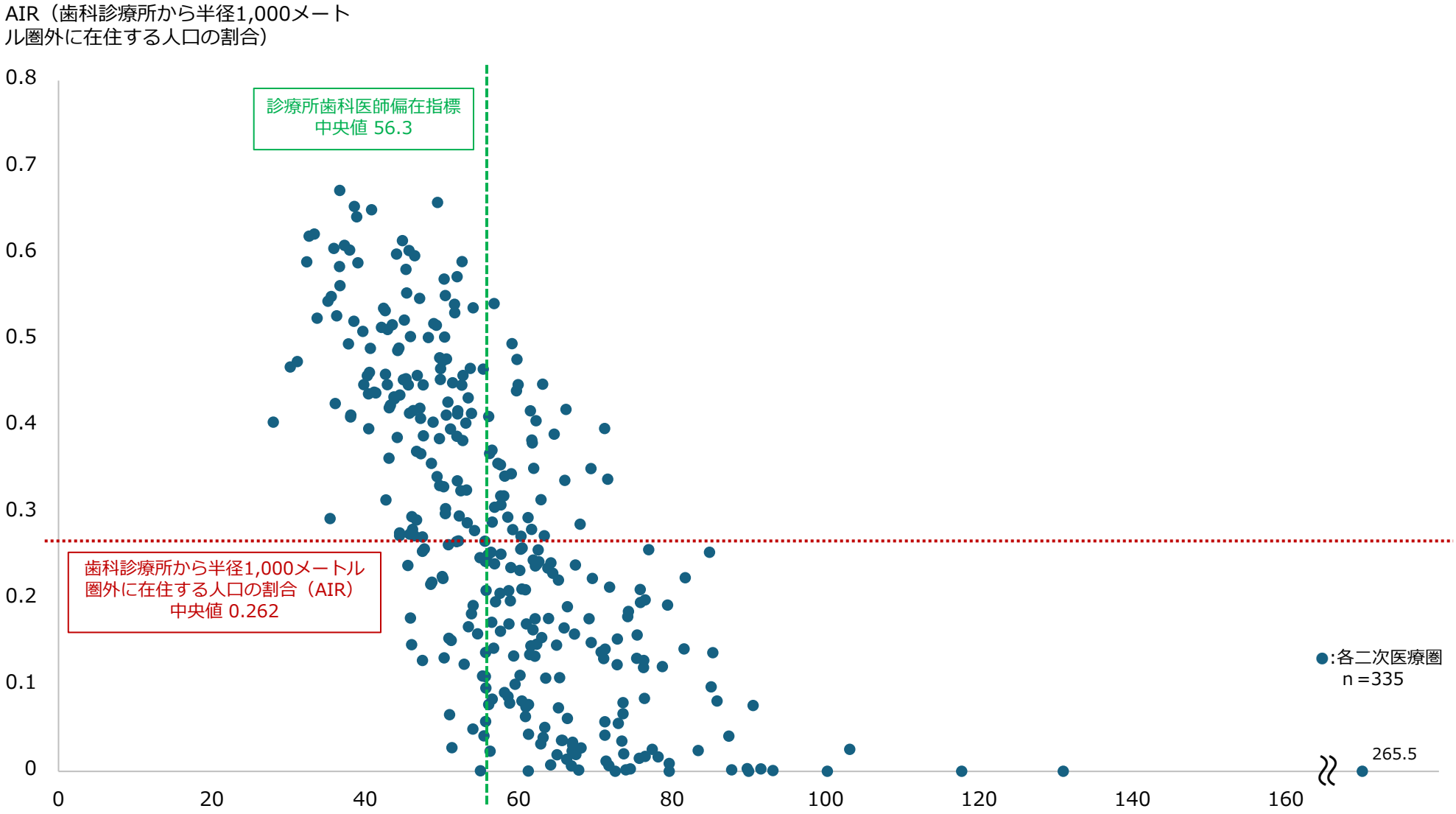


- Kobayashiらの研究では、歯科診療所へのアクセシビリティの指標を、歯科診療所から1,000メートルの距離（半径1,000メートルの範囲に含まれない人口をAccessibility Index: AI）と定義し、都道府県ごとに面積按分法にて算出。
- 各都道府県の人口に対するAIの割合をAccessibility Index Rate: AIRとして算出。
  - ○ 歯科診療所の位置情報：
    2025年：SCUEL DATABASE（ミーカンパニー）
    ・ 全国の歯科医療機関の内、保険医療機関であり、歯科診療所（66,042施設）のデータ。
  - ○ 人口：2020年：国勢調査500メートル人口メッシュ（ESRI JAPAN）
    メッシュ地図にデータ化された人口

診療所歯科医師偏在指標と歯科診療所から半径1,000メートル圏外に在住する人口の割合【二次医療圏】

○ 診療所歯科医師偏在指標が100以上の地域では歯科診療所から半径1,000メートル圏外に在住する人口の割合（AIR）は低い。

○ 診療所歯科医師偏在指標が100未満の地域ではAIRは、約０～0.7まで幅広く分布する。



AIR：Kobayashiらの研究
歯科診療所から1,000メートルの距離（半径1,000メートルの範囲に含まれない人口をAccessibility Index: AI）と定義し、二次医療圏単位ごとに面積按分法にて算出。その上で、各二次医療圏の人口に対するAIの割合をAccessibility Index Rate: AIRとして算出。

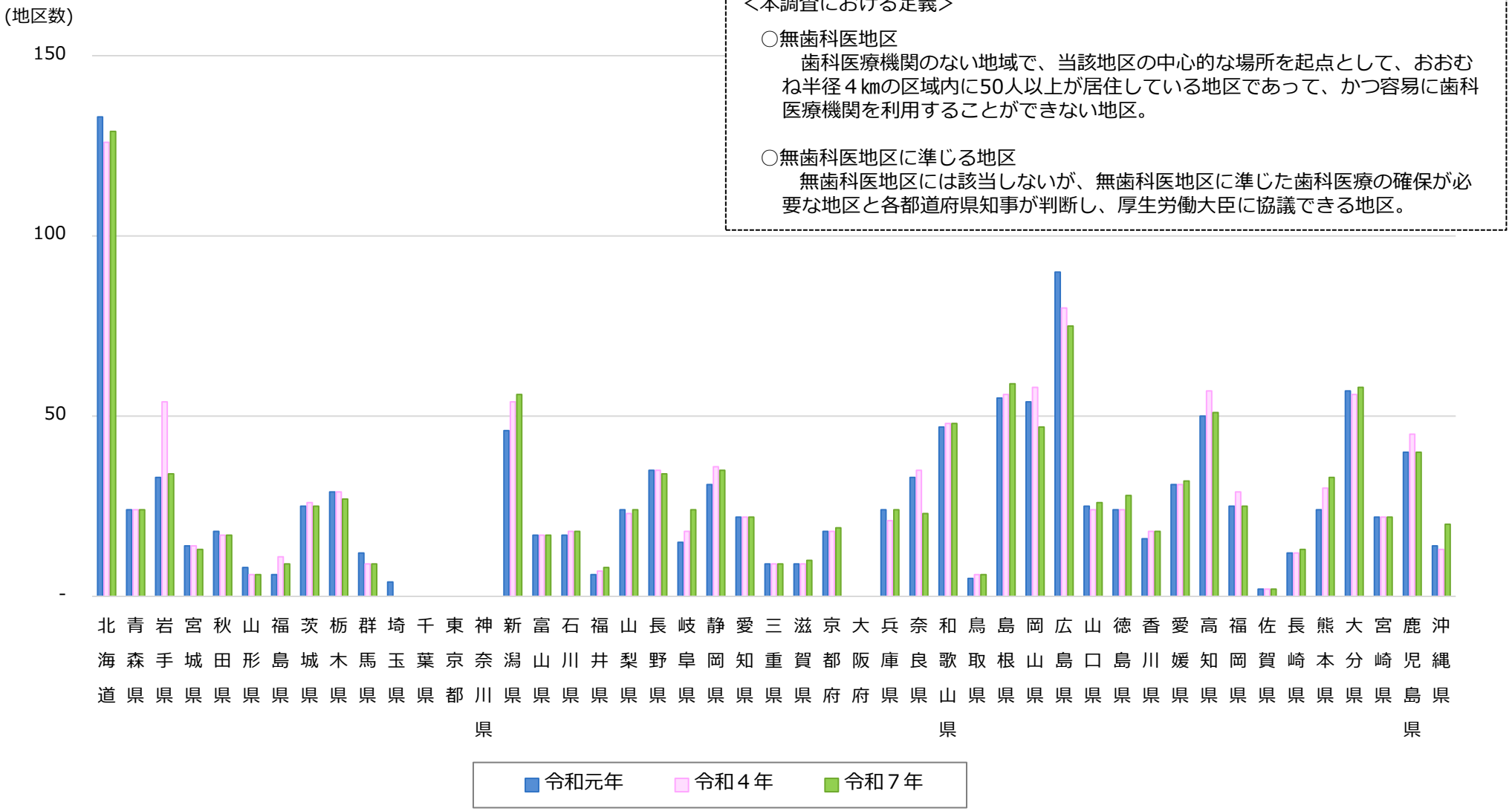
無歯科医地区等数の推移 【都道府県別】

○ 無歯科医地区数及び準無歯科医地区数の合計数は、都道府県によって差が大きい。
○ 無歯科医地区数及び準無歯科医地区数の合計数の推移も、都道府県によって差が大きい。

<本調査における定義>

○無歯科医地区
歯科医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径４㎞の区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に歯科医療機関を利用することができない地区。

○無歯科医地区に準じる地区
無歯科医地区には該当しないが、無歯科医地区に準じた歯科医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議できる地区。

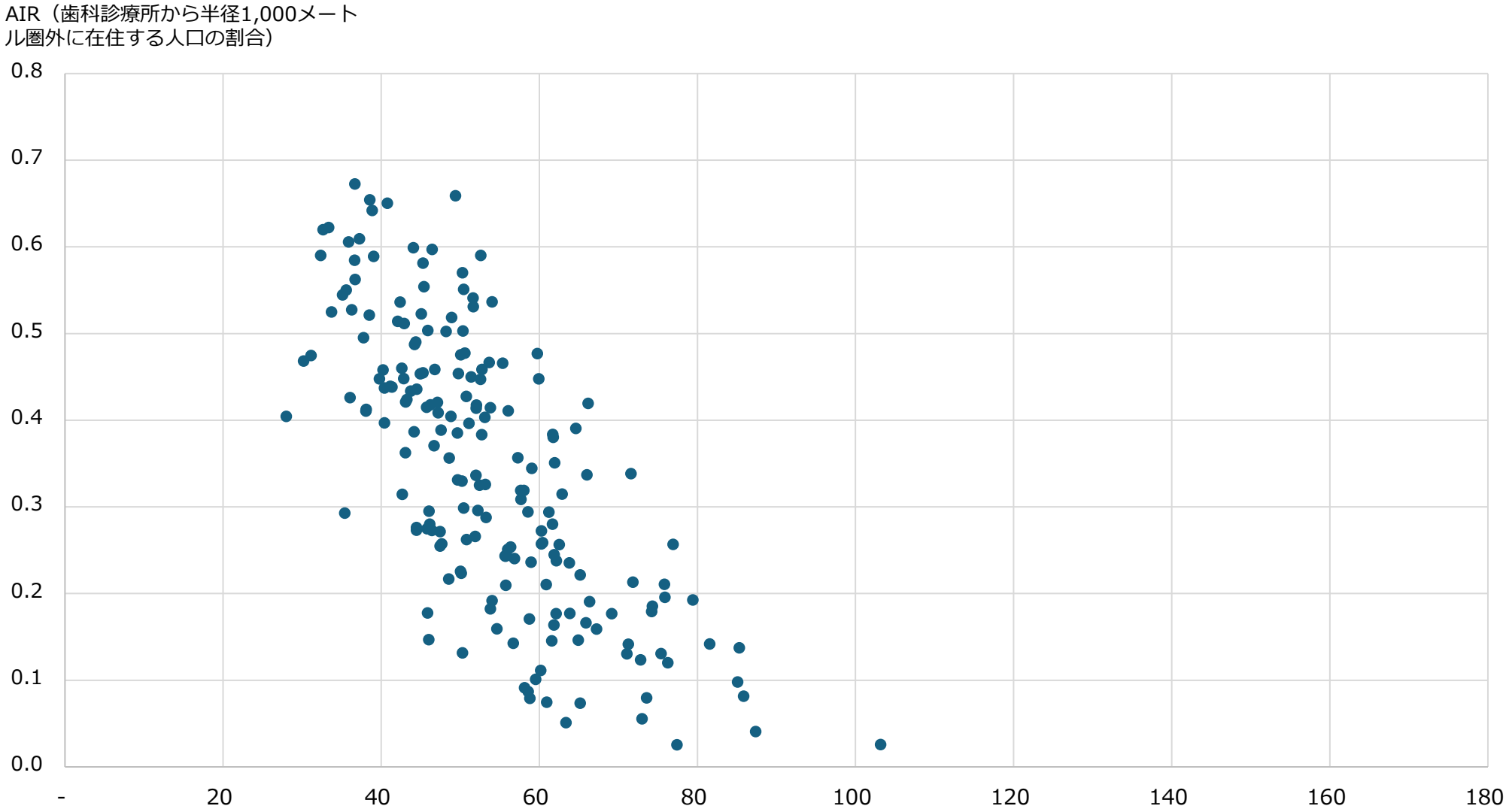


※無歯科医地区数及び準無歯科医地区数の合計

（出典：無歯科医地区等調査）

診療所歯科医師偏在指標と歯科診療所から半径1,000メートル圏外に在住する人口の割合【無歯科医地区＋準無歯科医地区】

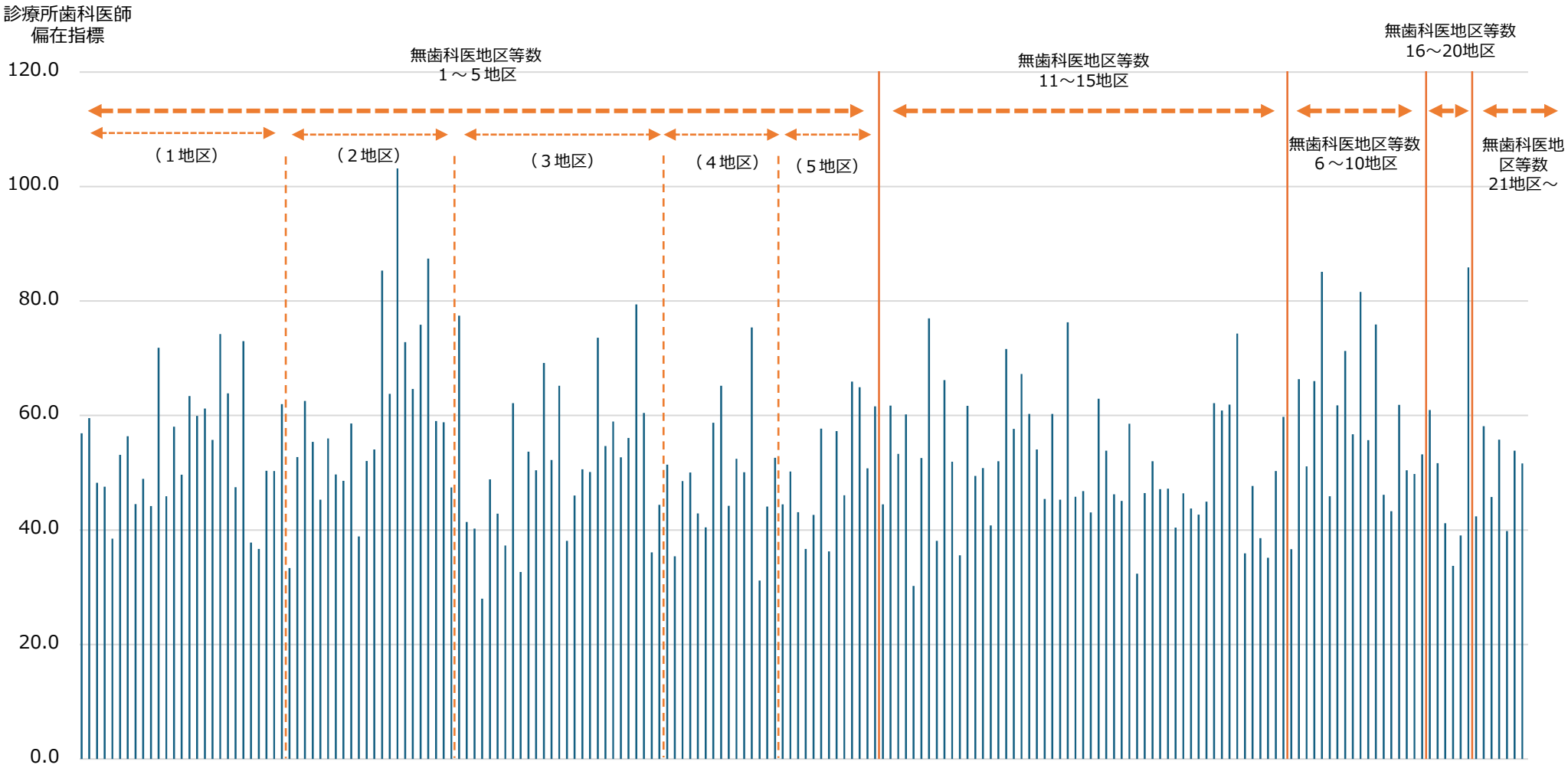
○　無歯科医地区と準無歯科医地区（令和４年度）における診療所歯科医師偏在指標と歯科診療所から半径1,000メートル圏外に在住する人口の割合は、歯科診療所全体とあまり変化が見られず、同様の傾向にある。



無歯科医地区、準無歯科医地区：令和４年度無歯科医地区等調査
AIR：Kobayashiらの研究
　歯科診療所から1,000メートルの距離（半径1,000メートルの範囲に含まれない人口をAccessibility Index: AI）と定義し、二次医療圏単位ごとに面積按分法にて算出。その上で、各二次医療圏の人口に対するAIの割合をAccessibility Index Rate: AIRとして算出。

診療所歯科医師偏在指標（無歯科医地区＋準無歯科医地区）【二次医療圏別】

○　二次医療圏別に無歯科医地区等の数ごとに並べたところ、無歯科医地区等数と診療所歯科医師偏在指標に一定の傾向は認められなかった。



（二次医療圏別に無歯科医地区等数ごとに北から南に並べたもの）

無歯科医地区等数	1～5地区	6～10地区	11～15地区	16～20地区	21地区～
診療所歯科医師偏在指標の平均	59.8	54.1	60.2	51.3	49.6

１．診療所歯科医師偏在指標について

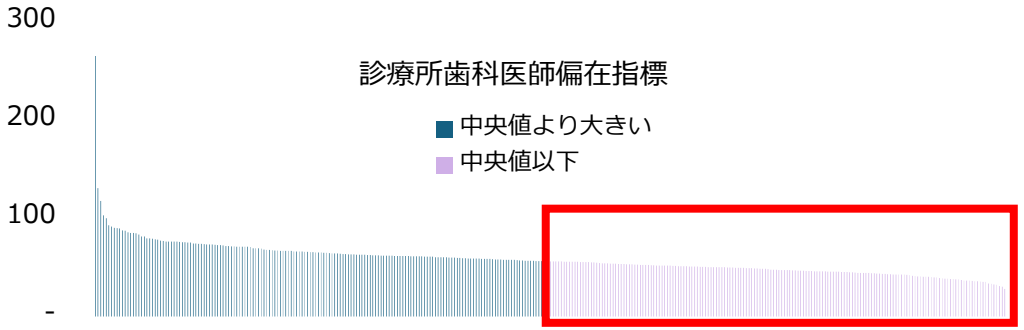
２．診療所従事歯科医師の少数地域の設定について

診療所歯科医師偏在指標が中央値以下の二次医療圏数の割合について【都道府県】

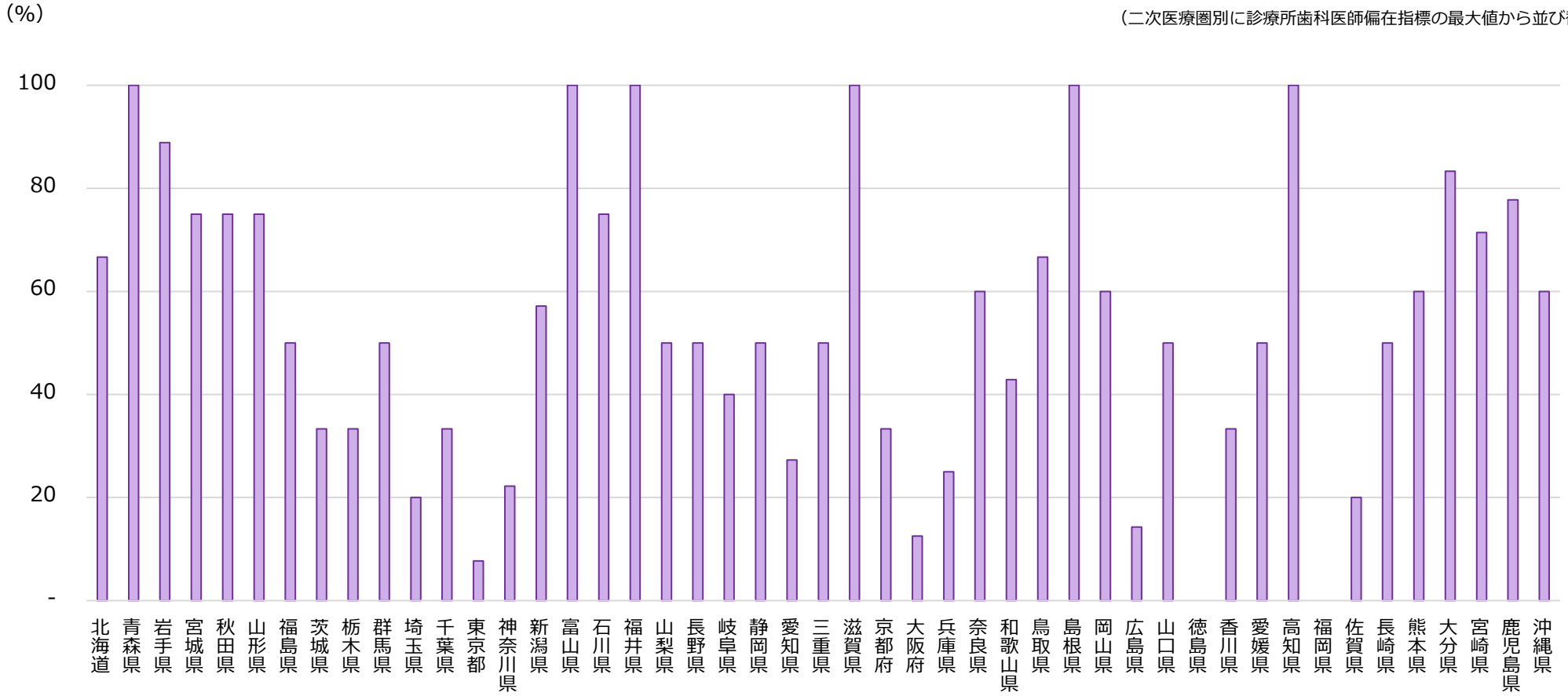
○　診療所歯科医師偏在指標（二次医療圏）が中央値（56.3）以下の二次医療圏は168圏域あり、全二次医療圏の50.1%である。

各都道府県における二次医療圏のうち、診療所歯科医師偏在指標が中央値以下の二次医療圏の割合を算出

168 地域（全二次医療圏の50.1%）



（二次医療圏別に診療所歯科医師偏在指標の最大値から並び替え）



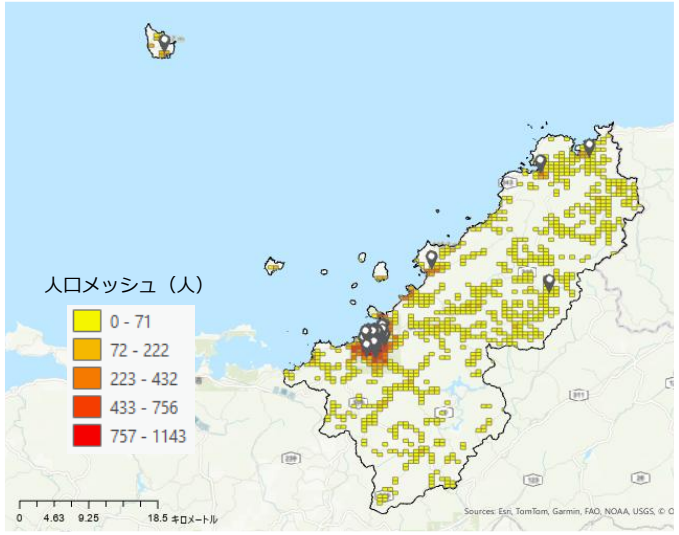
診療所歯科医師偏在指標の中央値（56.3）周辺の歯科診療所の分布等の状況

	萩（山口県）	安房（千葉県）	湯沢・雄勝（秋田県）
診療所歯科医師偏在指標	**56.1**	**59.1**	**56.8**
人口	49,685人	124,169人	61,514人
面積	814.26Km^2	575.91Km^2	1,225.37km^2
歯科診療所数	25施設	51施設	26施設
可住地面積100km^{2}あたり歯科診療所数	16.7	20.3	10.0
人口10万対診療所従事歯科医師数	67.1	69.7	71.4
歯科診療所から半径1,000メートル圏外に在住する人口の割合（AIR）	0.411	0.495	0.542
無歯科医地区数	3	0	0
準無歯科医地区数	0	0	0

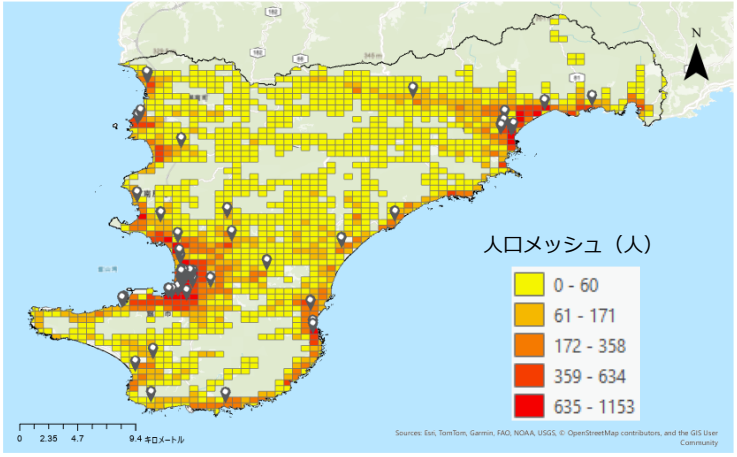
（出典）
人口
令和２年住民基本台帳
面積
山口健保健医療計画、千葉県保健医療計画
秋田県医療保健福祉計画
歯科診療所数
令和５年医療施設調査
可住地面積
統計でみる都道府県・市区町村のすがた（社会・人口統計体系）（令和５年）
歯科医師数
令和４年医師・歯科医師・薬剤師統計
AIR
Kobayashiらの研究（※）を踏まえ、厚生労働科学研究班で算出した結果をもとに、歯科保健課にて作成。
（※）歯科診療所から1,000メートルの距離（半径1,000メートルの範囲に含まれない人口をAccessibility Index: AI）と定義し、二次医療圏単位ごとに面積按分法にて算出。その上で、各二次医療圏の人口に対するAIの割合をAccessibility Index Rate: AIRとして算出。
無歯科医区数、準無歯科医地区数
令和４年度無歯科医地区等調査

＜参考：二次医療圏内の歯科診療所の分布状況＞

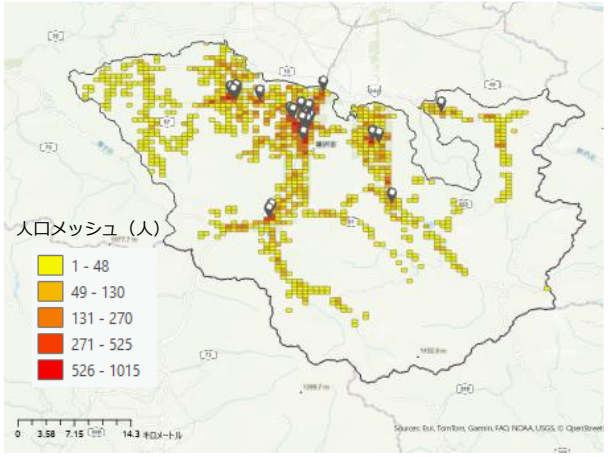
萩（山口県）



安房（千葉県）



湯沢・雄勝（秋田県）

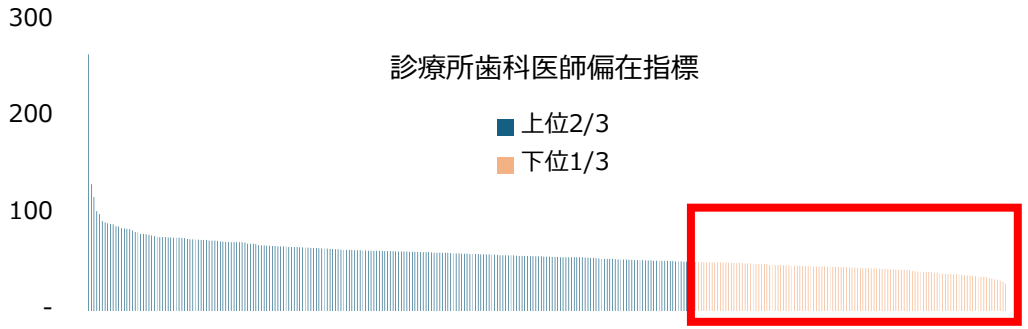


診療所歯科医師偏在指標の下位1/3値以下の二次医療圏数の割合について【都道府県】

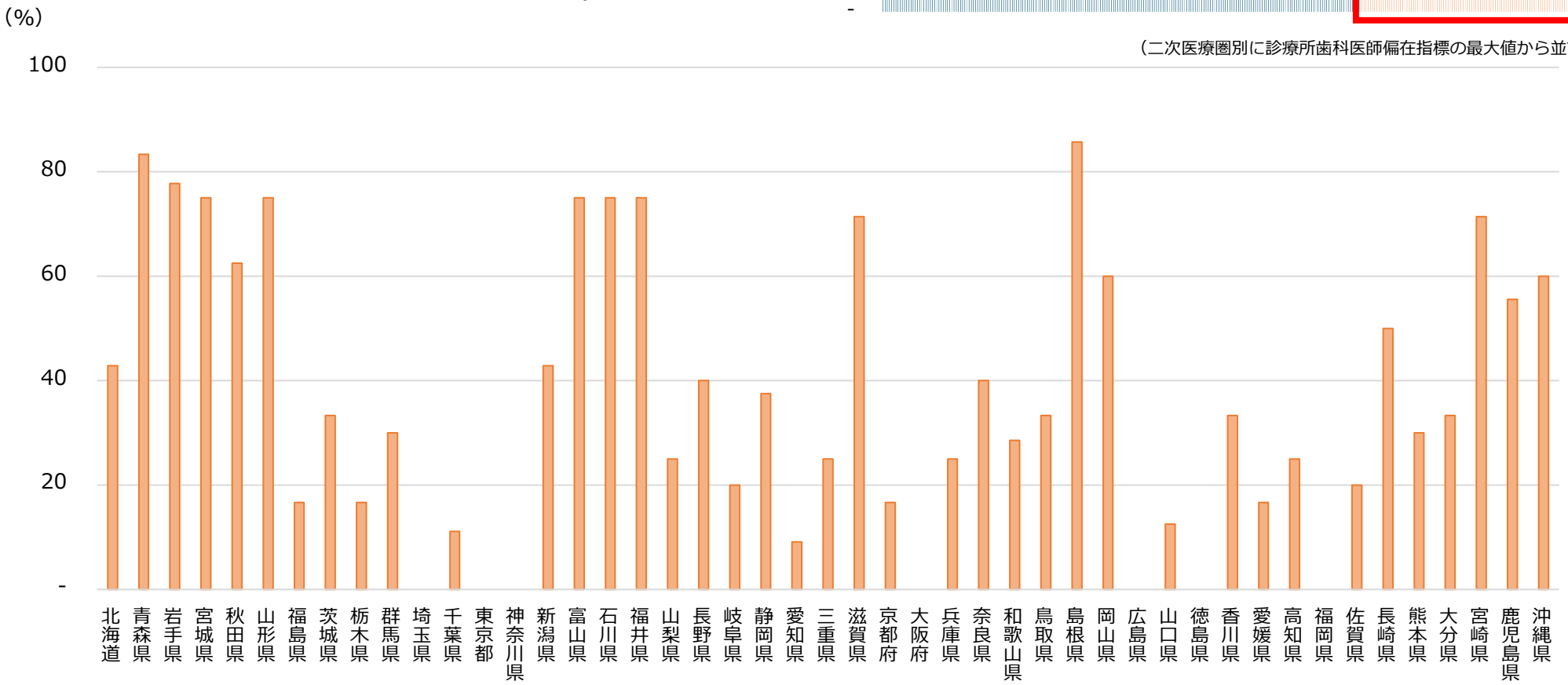
○　診療所歯科医師偏在指標（二次医療圏）が下位1/3値（50.6）以下の二次医療圏は113圏域あり、全二次医療圏の33.7%である。

各都道府県における二次医療圏のうち、診療所歯科医師偏在指標が下位1/3値以下の二次医療圏の割合を算出

113地域（全二次医療圏の33.7%）



（二次医療圏別に診療所歯科医師偏在指標の最大値から並び替え）



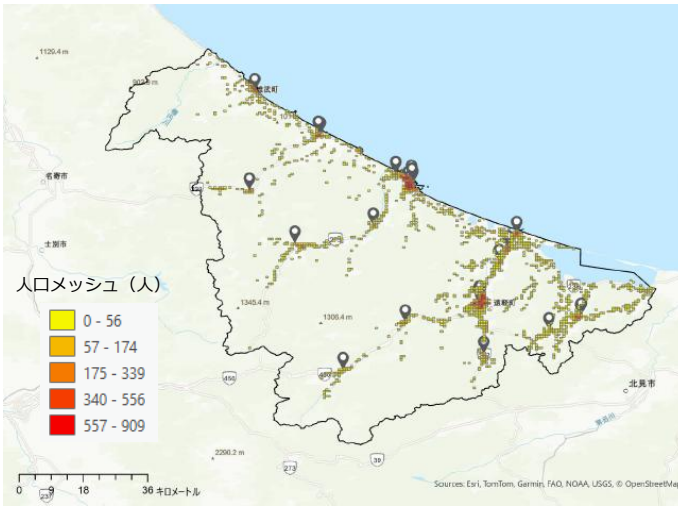
診療所歯科医師偏在指標の下位1/3値（50.6）周辺の歯科診療所の分布等の状況

	遠紋（北海道）	球磨（熊本県）	天草（熊本県）
診療所歯科医師偏在指標	**51.1**	**50.4**	**52.6**
人口	66,812人	86,034人	113,579人
面積	5148.2km^2	1,536.6km^2	878.3km^2
歯科診療所数	29施設	39施設	46施設
可住地面積100km^{2}あたり歯科診療所数	2.7	13.5	15.4
人口10万対診療所従事歯科医師数	57.5	60.3	66.0
歯科診療所から半径1,000メートル圏外に在住する人口の割合（AIR）	0.396	0.503	0.590
無歯科医地区数	2	1	2
準無歯科医地区数	10	0	2

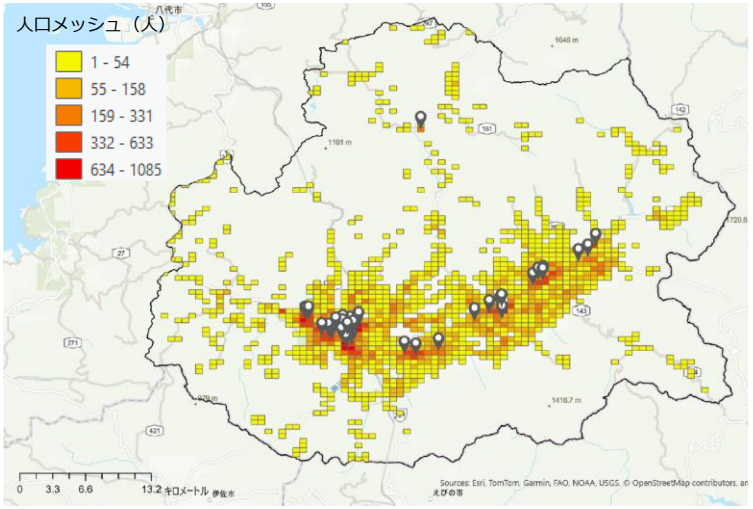
（出典）
人口
令和２年住民基本台帳
面積
北海道医療計画、熊本県保健医療計画
歯科診療所数
令和５年医療施設調査
可住地面積
統計でみる都道府県・市区町村のすがた（社会・人口統計体系）（令和５年）
歯科医師数
令和４年医師・歯科医師・薬剤師統計
AIR
Kobayashiらの研究（※）を踏まえ、厚生労働科学研究班で算出した結果をもとに、歯科保健課にて作成。
（※）歯科診療所から1,000メートルの距離（半径1,000メートルの範囲に含まれない人口をAccessibility Index: AI）と定義し、二次医療圏単位ごとに面積按分法にて算出。その上で、各二次医療圏の人口に対するAIの割合をAccessibility Index Rate: AIRとして算出。
無歯科医区数、準無歯科医地区数
令和４年度無歯科医地区等調査

＜参考：二次医療圏内の歯科診療所の分布状況＞

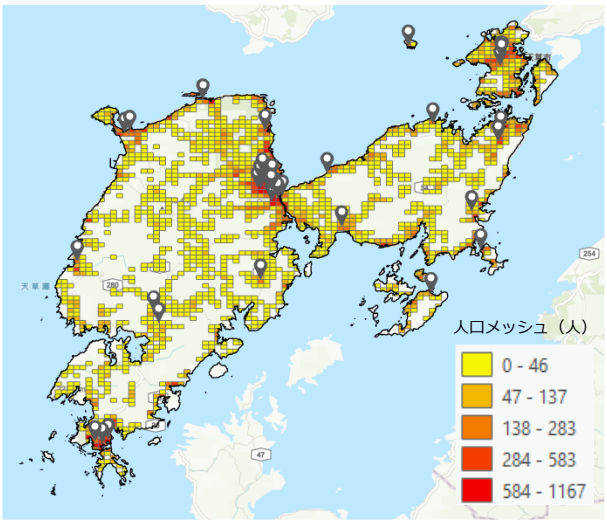
遠紋（北海道）



球磨（熊本県）



天草（熊本県）



診療所歯科医師偏在指標の下位1/4値以下の二次医療圏数の割合について【都道府県】

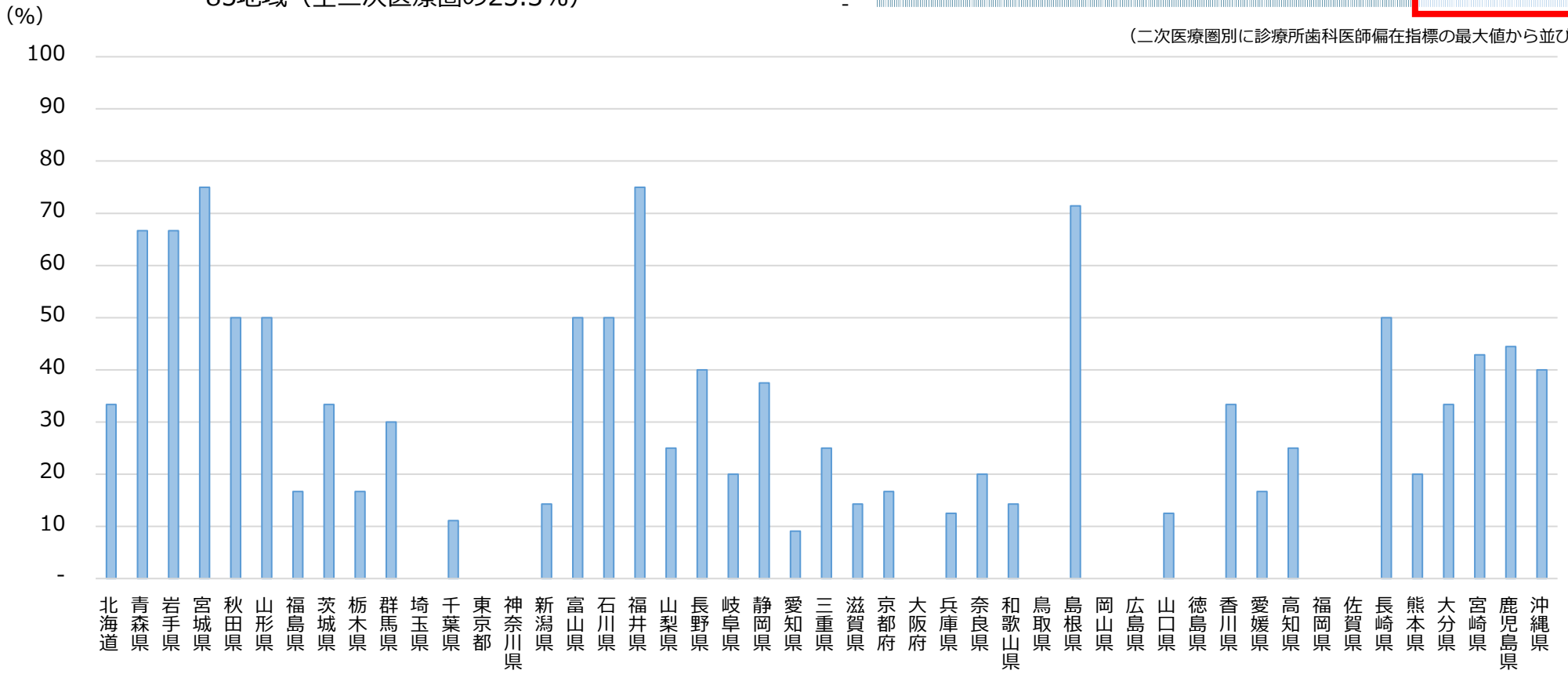
○　診療所歯科医師偏在指標（二次医療圏）が下位1/4値（47.5）以下の二次医療圏は85圏域あり、全二次医療圏の25.3%である。

各都道府県における二次医療圏のうち、診療所歯科医師偏在指標が下位1/4値以下の二次医療圏の割合を算出



（二次医療圏別に診療所歯科医師偏在指標の最大値から並び替え）

85地域（全二次医療圏の25.3%）



診療所歯科医師偏在指標の下位1/4値（47.5）周辺の歯科診療所の分布等の状況

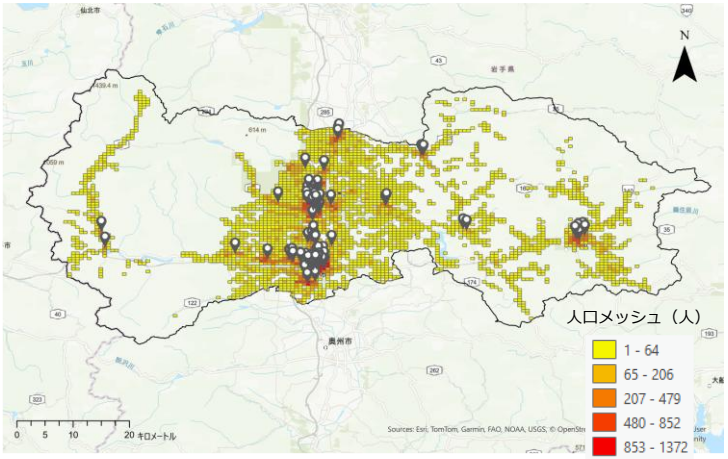
	岩手中部（岩手県）	横手（秋田県）	高幡（高知県）
診療所歯科医師偏在指標	**48.8**	**48.2**	**46.5**
人口	219,873人	88,801人	54,205人
面積	2762.7km^2	92,197km^2	1,405km^2
jm2歯科診療所数	82施設	43施設	22施設
可住地面積100km^{2}あたり歯科診療所数	10.5	13.5	12.1
人口10万対診療所従事歯科医師数	52.2	57.0	59.7
歯科診療所から半径1,000メートル圏外に在住する人口の割合（AIR）	0.405	0.502	0.597
無歯科医地区数	1	1	6
準無歯科医地区数	2	0	2

（出典）
人口
令和２年住民基本台帳
面積
岩手県保健医療計画
秋田県医療保健福祉計画
高知県保健医療計画　等
歯科診療所数
令和５年医療施設調査
可住地面積
統計でみる都道府県・市区町村のすがた（社会・人口統計体系）（令和５年）
歯科医師数
令和４年医師・歯科医師・薬剤師統計
AIR
Kobayashiらの研究（※）を踏まえ、厚生労働科学研究班で算出した結果をもとに、歯科保健課にて作成。
（※）歯科診療所から1,000メートルの距離（半径1,000メートルの範囲に含まれない人口をAccessibility Index: AI）と定義し、二次医療圏単位ごとに面積按分法にて算出。その上で、各二次医療圏の人口に対するAIの割合をAccessibility Index Rate: AIRとして算出。

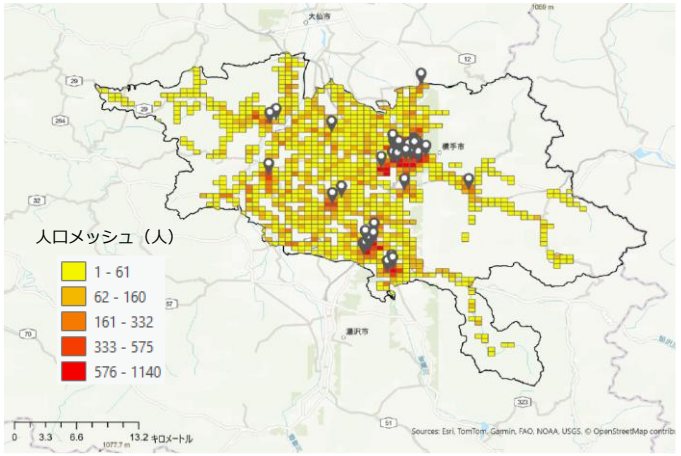
無歯科医区数、準無歯科医地区数
令和４年度無歯科医地区等調査

＜参考：二次医療圏内の歯科診療所の分布状況＞

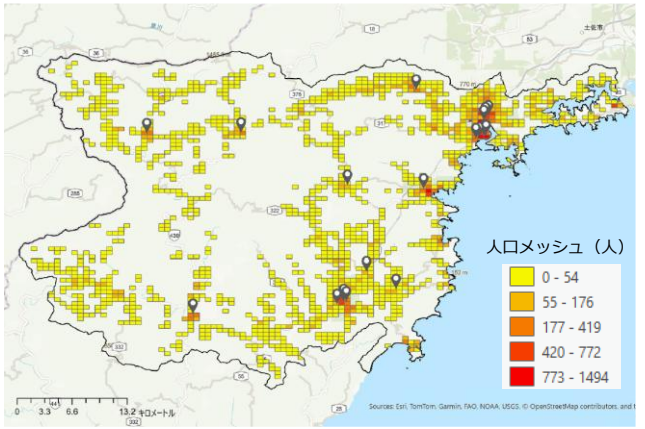
岩手中部（岩手県）



横手（秋田県）



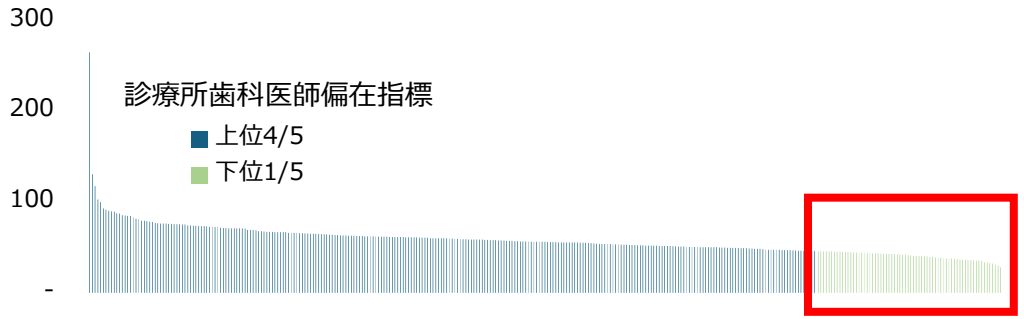
高幡（高知県）



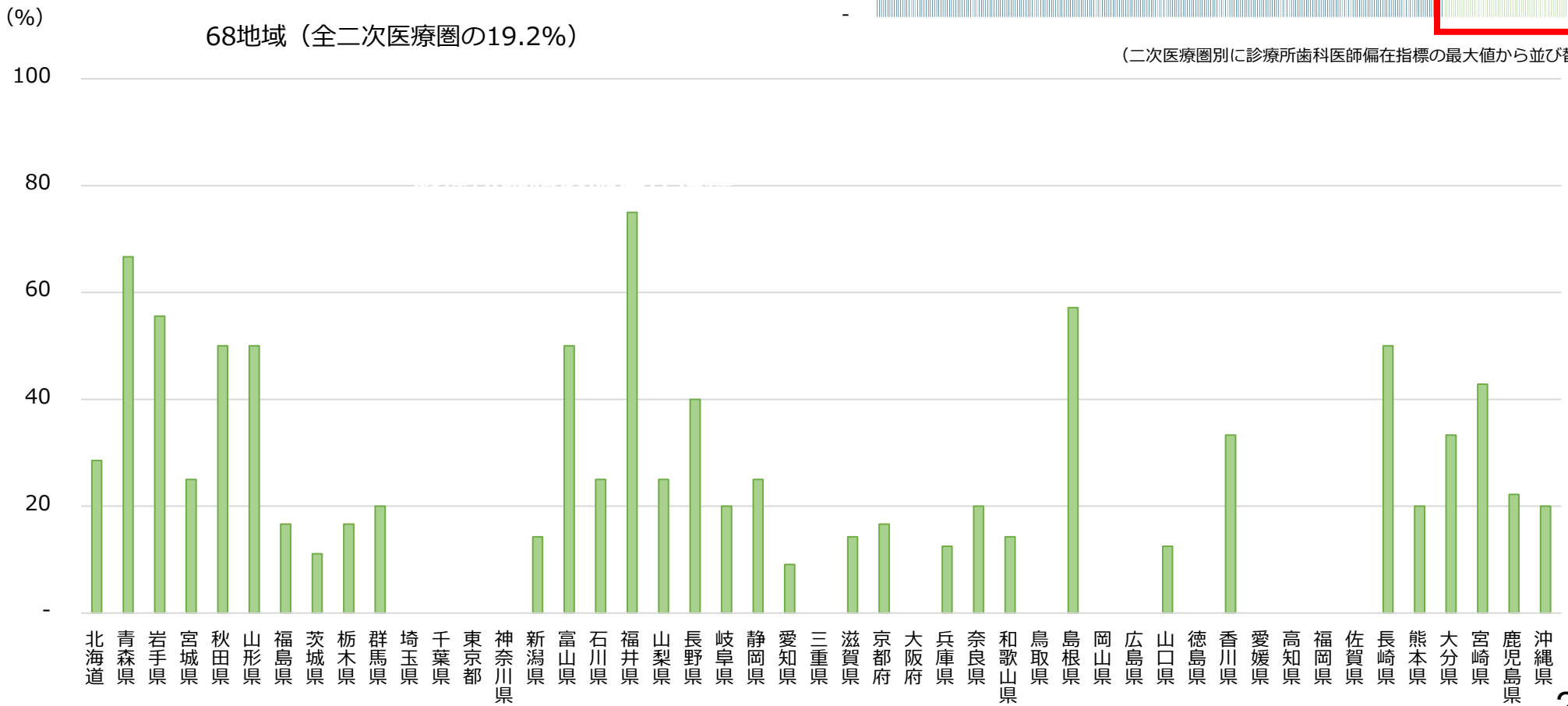
診療所歯科医師偏在指標が下位1/5値以下の二次医療圏数の割合について【都道府県】

○　診療所歯科医師偏在指標（二次医療圏）が下位1/5値（45.9）以下の二次医療圏は68圏域あり、全二次医療圏の19.2%である。

各都道府県における二次医療圏のうち、診療所歯科医師偏在指標が下位1/5値以下の二次医療圏の割合を算出



（二次医療圏別に診療所歯科医師偏在指標の最大値から並び替え）



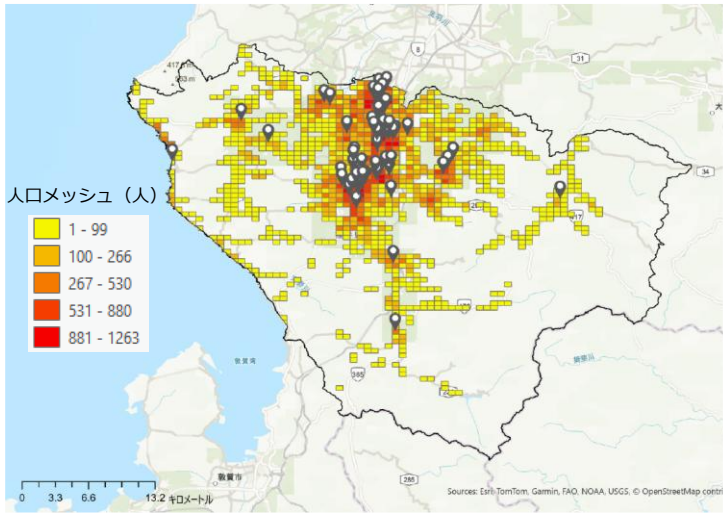
診療所歯科医師偏在指標の下位1/5値（45.9）周辺の歯科診療所の分布等の状況

	丹南（福井県）	大北（長野県）	対馬（長崎県）
診療所歯科医師偏在指標	**44.2**	**45.9**	**45.7**
人口	185,885人	59,146人	30,377人
面積	1,007km^2	1,558km^2	707.42km^2
歯科診療所数	63施設	23施設	13施設
可住地面積100km^{2}あたり歯科診療所数	27.5	8.0	17.5
人口10万対診療所従事歯科医師数	47.7	52.8	58.6
歯科診療所から半径1,000メートル圏外に在住する人口の割合（AIR）	0.387	0.504	0.603
無歯科医地区数	0	0	0
準無歯科医地区数	1	1	0

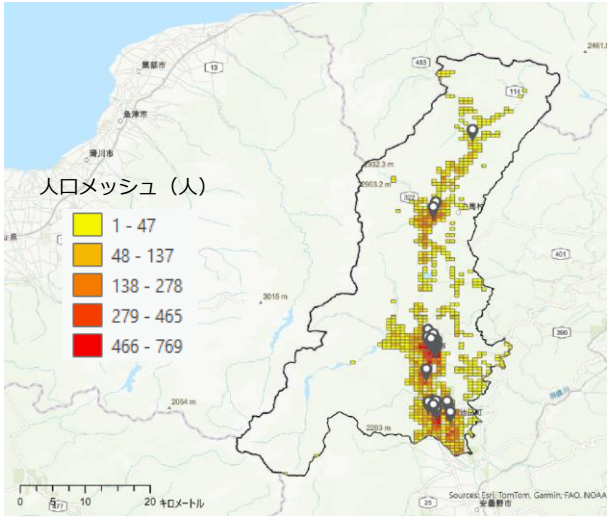
（出典）
人口
令和２年住民基本台帳
面積
福井県医療計画
長野県保健医療計画、長崎県医療計画、等
歯科診療所数
令和５年医療施設調査
可住地面積
統計でみる都道府県・市区町村のすがた（社会・人口統計体系）（令和５年）
歯科医師数
令和４年医師・歯科医師・薬剤師統計
AIR
Kobayashiらの研究（※）を踏まえ、厚生労働科学研究班で算出した結果をもとに、歯科保健課にて作成。
（※）歯科診療所から1,000メートルの距離（半径1,000メートルの範囲に含まれない人口をAccessibility Index: AI）と定義し、二次医療圏単位ごとに面積按分法にて算出。その上で、各二次医療圏の人口に対するAIの割合をAccessibility Index Rate: AIRとして算出。
無歯科医区数、準無歯科医地区数
令和４年度無歯科医地区等調査

＜参考：二次医療圏内の歯科診療所の分布状況＞

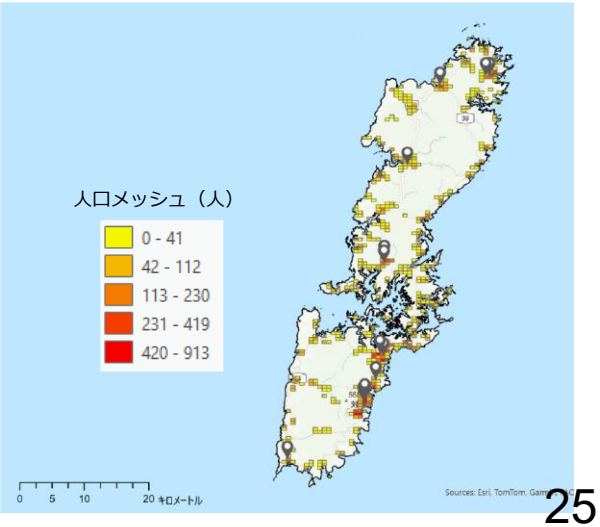
丹南（福井県）



大北（長野県）

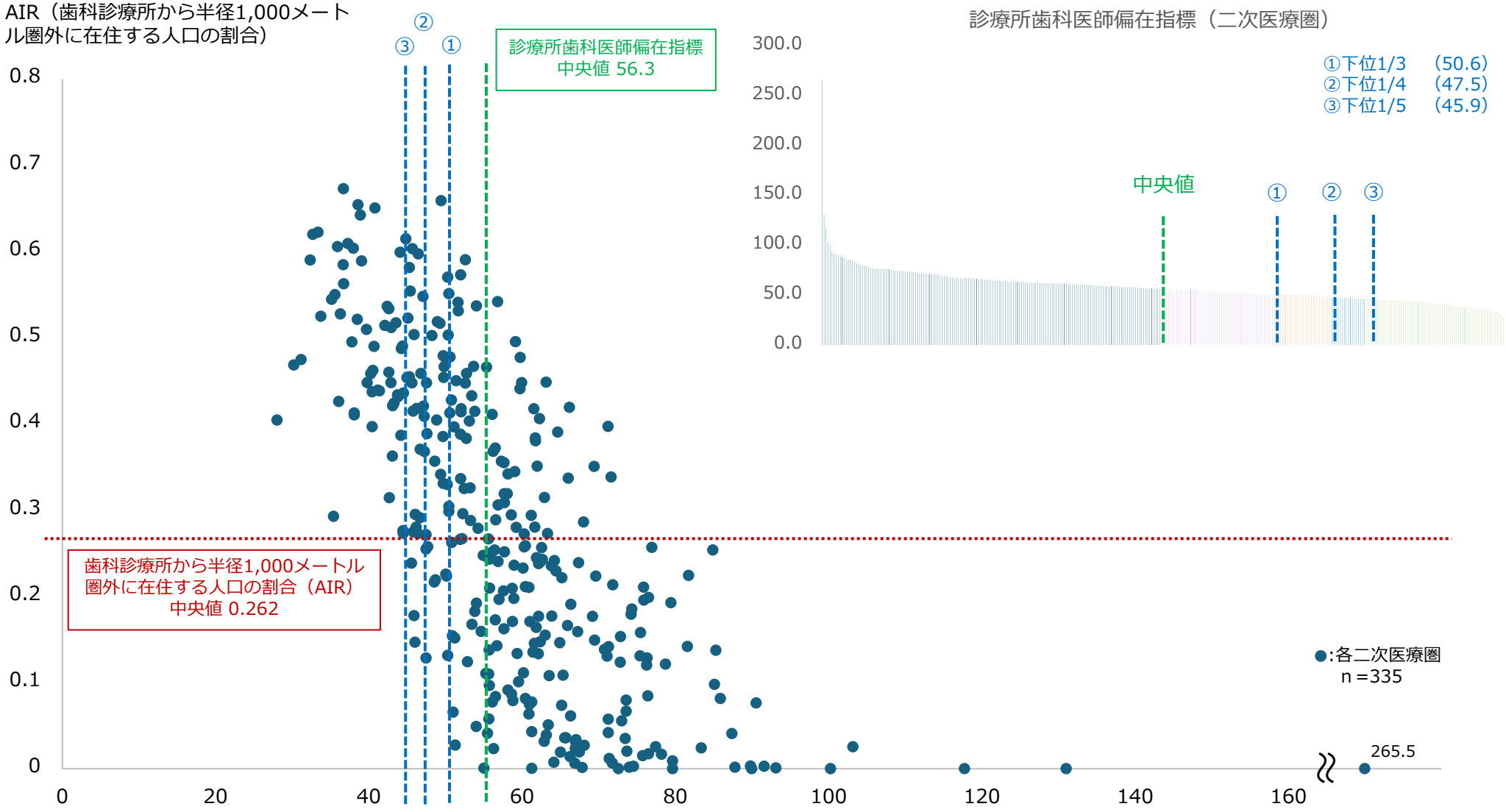


対馬（長崎県）



診療所歯科医師偏在指標と歯科診療所から半径1,000メートル圏外に在住する人口の割合【二次医療圏】

○　診療所従事歯科医師の少数地域設定のため、診療所歯科医師偏在指標の下位1/3、1/4、1/5に該当する圏域の状況について、分析を行う。



AIR：Kobayashiらの研究
　歯科診療所から1,000メートルの距離（半径1,000メートルの範囲に含まれない人口をAccessibility Index: AI）と定義し、二次医療圏単位ごとに面積按分法にて算出。その上で、各二次医療圏の人口に対するAIの割合をAccessibility Index Rate: AIRとして算出。

論点

＜歯科医師の少数地域について＞

○　診療所歯科医師偏在指標（都道府県別）について、東京都、福岡県が高く、島根県や青森県が低い値となり、最大値と最小値の比は、約2.2倍である。
　また、診療所歯科医師偏在指標（二次医療圏別）について、区中央部（東京都）で265．5、区西南部（東京都）131.0、区西部（東京都）117.8が高く、下北地域（青森県）が28.0、丹後（京都府）30.2、小豆（香川県）31.1が低い値となり、最大値と最小値の比は、約9.5倍である。

○　診療所歯科医師偏在指標が100以上の地域では歯科診療所から半径1,000メートル圏外に在住する人口の割合（AIR）は低い。
　診療所歯科医師偏在指標が100未満の地域ではAIRは、約０～0.7まで幅広く分布する。

○　診療所歯科医師偏在指標の中央値以下の二次医療圏は168地域あり、全二次医療圏の50.1%、下位1/3値以下の二次医療圏は113地域あり、全二次医療圏の33.7%、下位1/4以下の二次医療圏は85地域あり、全二次医療圏の25.3%、下位1/5以下の二次医療圏は68地域あり、全二次医療圏の19.2%である。

○　診療所従事歯科医師の少数地域設定のため、診療所歯科医師偏在指標の下位1/3、1/4、1/5に該当する圏域の状況について、人口や歯科診療所の分析状況等の分析を行った。

【論点】

○　「歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ」報告書を踏まえつつ、診療所従事歯科医師の少数地域設定の考え方について、診療所歯科医師偏在指標をベースとしつつ、具体的にどのように設定を行うか。

⇒　診療所歯科医師偏在指標における、基準値をどのように設定するか。

・診療所歯科医師偏在指標の下位1/3、1/4、1/5に該当する圏域の状況を踏まえ、診療所歯科医師偏在指標としての基準値をどのように設定するか。

・また、補助的指標として、AIRを活用してはどうか。また、活用するにあたり、どのような点を考慮すべきか。